

佐賀県告示第 136 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

令和 5 年 6 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ERO AKUMA 4」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FUNKY PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Complete Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY TRAP GOLD Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「剛力 タチ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ネコ慈裸師」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「nakadas」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「EXG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SELF SERVICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Xross ZONE Imperial」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Venus of The Valley」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ガンッ！ ポリつく！」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「NIGHT CAT VI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「violated STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Splash Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Anarchy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Wild Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「ANAL THE FUCKER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD ED」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (21) 次の写真を付して「Violence SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「PORN ONE」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの

- て、その内容物が粉末のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「RETRO FUTURE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Free Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「ULTIMATE BRAIN FEVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「PINK CAT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Meltdown」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「Atomics」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「GAMBLER KING」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「213 BOOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「INSERT XI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「PUSH UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、「SEX NIGHT Wizarding Halloween」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、「GAY POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (35) 次の写真に示すとおり、「No. 69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、「Gay Dynamite」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、「Gold Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、「アナルホッパー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、「ゴメオキング」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、「ゴメオスピード」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、「魔濡ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、「緑淫」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、「HYPER CLIMBER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (44) 次の写真を付して、「A Petting Dope」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- (45) 次の写真を付して、「Sweet cat」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真を付して、「MEXICAN STRONG」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
- (47) 次の写真を付して、「Spice Neo」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの

て、その内容物が液体のもの

(48) 次の写真を付して、「ハイクラスパウダー」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの

(49) 次の写真を付して、「ブラックボックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの

(50) 次の写真を付して、「ホワイトラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(51) 次の写真を付して、「烈火の快樂」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(52) 次の写真に示すとおり、「Requiem」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため